

答申第203号（諮問第219号）

「群馬県警の司法警察員を含む職員（以下甲という）が一般県民（以下乙という）から暴力団に係る相談を受けても、当該構成員が乙の学校の同級生だからということで、甲は乙の当該相談をまともに相手にしなくてもよい・又はしてはならない、という内容」外2件の公文書不存決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県警察本部長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、別表（あ）欄に記載の年月日付けで、別表の（い）欄に記載の開示請求（以下「本件各開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、別表の（う）欄に記載の年月日に、本件各開示請求に係る公文書について存在しないことを確認し、別表（え）欄に記載の決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求のあった公文書については、作成し、又は取得していないため

3 審査請求

審査請求人は、群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、本件各処分を不服として平成29年3月29日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を審査請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成29年12月7日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

諮問庁は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して平成30年3月9日、本件審査請求事案の諮問を行った。

第3 争点

本件各開示請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 審査請求人の主張要旨

条例第14条第2号イ違反であり、原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業・群馬県内規違反・憲法違反・判例違反を隠蔽するものであるため。

2 実施機関の主張要旨

(1) 不存在決定の理由について

群馬県警察相談業務に関する訓令（平成12年群馬県警察本部訓令第17号）（以下「訓令」という。）により、「県民からの相談、苦情、要望等」を「相談等」と定義した上で、職員は、県民から相談等の申し出があったときは、県民の立場に立ち、親切・丁寧を旨として、これを受理しなければならないこと、相談内容が複雑、難解等であるとの理由から、受理を拒否し、回付するなどいやくも「たらい回し」とのそしりを受けるような取扱いをしないこと及び相談等の処理に当たっては、各種執務資料を活用するなどにより適切に処理しなければならないことを規定している。

ア 別表項番1に係る公文書について

訓令の趣旨に反する、「相談者の同級生が、相談の対象となっている暴力団の構成員であること」を理由に実施機関の職員が相談等に対する事務処理を行わないなどの不適切な対応をしてよいことが記載されている公文書は、作成も取得もしていない。

イ 別表項番2に係る公文書について

訓令の趣旨に反する、「電話機が不調であること」を理由に実施機関の職員が相談等に対する事務処理を行わないなどの不適切な対応をしてよいことが記載されている公文書は、作成も取得もしていない。

ウ 別表項番3に係る公文書について

訓令の趣旨に反する、「相談者の架電内容が理解できないこと」を理由に実施機関の職員が相談等に対する事務処理を行わないなどの不適切な対応をしてよいことが記載されている公文書は、作成も取得もしていない。

(2) 審査請求人の条例第14条第2号イ違反の主張について

審査請求人は、本件審査請求において条例第14条第2号イ違反である旨を主張するが、審査請求人の主張は本件開示請求に係る公文書が存在することを前提としたものであり、そもそも、実施機関において、同公文書は作成し、又は取得しておらず、存在しないのであるから、同規定にいう情報に該当するかどうかを検討することはできない。

(3) その余の主張について

審査請求人によるその余の主張については、本件各処分を取り消し又は変更させるものではない。

3 口頭意見陳述における審査請求人の主張要旨について

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述

審理録には、審査請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

(1) 別表項番 1 に係る公文書について

相談者がそのヤクザと同級生であるからと言って、そのヤクザと一緒に食事に行った際の出来事について、暴力団に係る相談として伊勢崎警察署の職員に相談したが、まともに取り合わず、相手にされず、捜査もしない。だから開示請求した文書が存在するはずである。

(2) 別表項番 2 に係る公文書について

県警本部の警察職員はバレンタインデーやホワイトデーのお返しの話には散々付き合っておきながら、話が捜査や刑事事件のことになった途端、急に電話の調子が悪いと聞こえない振りをする。

実際に電話の対応で聞こえない振りをする職員がいるのだから、開示を求めた文書が存在するはずである。

(3) 別表項番 3 に係る公文書について

公文書不存在の決定になっているが、電話に出た男性の警察本部の当直員に対し、「個人情報保護条例違反が発生した。新聞社からも電話がきた。警察で捜査するように。」と言ったが聞く耳を持たなかった。こちらからの苦情や意見に対して「分からない」と勝手に電話を切った訳であるから開示請求した文書が存在するはずである。

第 5 審査会の判断

1 争点 (本件各処分 of 妥当性について)

審査請求人は、「原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業・群馬県内規違反・憲法違反・判例違反を隠蔽するものであるため。」と主張している。一方、実施機関は訓令に照らし、本件各開示請求を内容とする公文書を作成し、又は取得はしていないと主張する。そこで、本件各開示請求に係る公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各開示請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

(1) すべての地方公務員は、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号 (以下、略))

の適用を受け、同法第 32 条は、地方公務員に、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負わせている。そして、地方公共団体の機関の定める規程である訓令は、県民から犯罪等による被害の未然防止に関する相談、その他の安全と平穩に係る相談、苦情、要望等の申し出があったときは、管轄区域及び所管の如何並びに勤務の内外を問わず、県民の立場に立ち、親切・丁寧を旨として、これを受理し、処理等を行い、その事務処理状況を相談業務報告書により明確にしておかなければならないことを規定している。したがって、実施機関におけるすべての地方公務員は、同訓令に従う義務があり、更にこれに違反した場合には、同法第 29 条に基づく懲戒処分を受けるおそれがある。

(2) 別表項番 1 に係る公文書について

「相談者の同級生が、相談の対象となっている暴力団の構成員であること」を理由に実施機関の職員が相談等に対する事務処理を行わなくてよい、又は行っただけという対応は、一般的に実施機関に期待される訓令どおりの対応と著しく乖離するもので、地方公務員法第32条違反に該当する可能性があり、このような内容の公文書を、実施機関の職員が作成又は取得することは通常想定し難いものである。

したがって、当該公文書を不存在とする実施機関の説明に特段不自然な点はなく、決定は妥当であると認められる。

(3) 別表項番2に係る公文書について

「電話機が不調であること」を理由に実施機関の職員が相談等に対する事務処理を行わなくてよい、又は行っただけという対応は、一般的に実施機関に期待される訓令どおりの対応と著しく乖離するもので、地方公務員法第32条違反に該当する可能性があり、このような内容の公文書を、実施機関の職員が作成又は取得することは通常想定し難いものである。

したがって、当該公文書を不存在とする実施機関の説明に特段不自然な点はなく、決定は妥当であると認められる。

(4) 別表項番3に係る公文書について

「相談者の架電内容が理解できないこと」を理由に実施機関の職員が勝手に電話を切ってよい、又は切らなければならないという対応は、一般的に実施機関に期待される訓令どおりの対応と著しく乖離するもので、地方公務員法第32条違反に該当する可能性があり、このような内容の公文書を、実施機関の職員が作成又は取得することは通常想定し難いものである。

したがって、当該公文書を不存在とする実施機関の説明に特段不自然な点はなく、決定は妥当であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は審査請求書において、本件各処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件開示請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件開示請求に係る公文書が存在することを前提とした審査請求人の当該主張は是認することはできない。

また、審査請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 3月 9日	諮問
平成30年 6月26日 (第69回 第一部会)	審議 (本件審査請求事案の概要説明)
平成30年 8月27日 (第70回 第一部会)	審議
平成30年 9月11日	答申

別表

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定
1	平成29年1月18日	群馬県警の司法警察員を含む職員(以下甲という)が一般県民(以下乙という)から暴力団に係る相談を受けても、当該構成員が乙の学校の同級生だからということで、甲は乙の当該相談をまともに相手にしなくてもよい・又はしてはならない、という内容	平成29年1月20日	不存在
2	平成29年2月3日	県警本部の女性警部補が、群馬県内規違反や警察法違反・地方公務員法違反となる行為を、一般県民の電話機のせいにして行ってよい・又は行わなければならない、という内容	平成29年2月8日	不存在
3	平成29年2月18日	県警本部の当直員(以下甲という)が、群馬県警の本来群馬県公安委員会がやるべきことを代行してやっているやり方について、一般県民(以下乙という)が甲に対して電話で苦情や意見を述べても、「何を言っているのかわかりません」と言い放って乙の架電を勝手に切電してよい・又はしなければならない、という内容	平成29年2月24日	不存在